

公共施設の指定管理者を募集します

指定管理者制度を導入している本市の公共施設のうち、下表の30施設が今年度末で期間を満了するため、次の指定期間に管理を行っていただく指定管理者を募集します。

指定管理者制度とは、公共施設について、本来市長が行う「使用許可」も含めて、施設管理を市長が指定した管理者にゆだねるものです。

募集要項および業務仕様書などは、各施設管理担当課に請求するか、本市ホームページからダウンロード（トップページ各課・総合支所↓下表の担当課または行財政改革課）し、期限までに応募書類を各施設管理担当課に提出してください。

なお、応募できるのは、法人またはその他の団体で、法人格の有無は問いません。任意団体・NPO法人も応募可能です。また、複数の団体が一つの組織を構成して応募することもできます。

【公募要件】

■ 応募期間：9月29日（月）～10月31日（金）

■ 募集単位：下表の番号ごとに募集

■ 指定期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日の5年間

■ 現地説明会：それぞれの施設で、公募開始後1週間前後の時期に行います。日程は募集要項などで確認ください。応募を予定している団体は参加してください。

指定管理者を募集する公共施設（指定期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）

募集単位	施設の名称	施設の所在地	料金区分※	施設管理担当課（問い合わせ先）
1	鳥取市民会館	掛出町12	利用料金	市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎(0857) 20-3226
2	城下町とっとり交流館（高砂屋）	元大工町1	利用料金	市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎(0857) 20-3226
3	鳥取市営鳥取駅高架下第1自転車駐車場	東品治町111-1	利用料金	市役所本庁舎交通対策室 ☎(0857) 20-3257
	鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場			
4	湖山池公園	湖山町南三丁目ほか	利用料金	市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857) 20-3271
5	鹿野町鹿野温泉公園	鹿野町今市	料金規定なし	市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857) 20-3271
	鹿野町越路ヶ丘公園	鹿野町今市		
	青谷町空浜公園	青谷町青谷		
6	鳥取市用瀬町運動公園	用瀬町古用瀬	利用料金	市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857) 20-3271
7	鳥取市営幸町駐車場	幸町71	使用料	市役所本庁舎都市建設課 ☎(0857) 20-3252
8	鳥取市安蔵森林公園	河内	利用料金	市役所第2庁舎林務水産課 ☎(0857) 20-3235
	安蔵公園			
9	鳥取市青谷町特産物加工販売施設	青谷町青谷4064-12	料金規定なし	市役所第2庁舎農業振興課 ☎(0857) 20-3232
10	鳥取市佐治町農産物加工センター	佐治町加瀬木2237-1	利用料金	市役所第2庁舎農業振興課 ☎(0857) 20-3232
11	鳥取市食文化体験施設万葉の館	国府町庁391-3	料金規定なし	市役所第2庁舎農業振興課 ☎(0857) 20-3232
12	鳥取市青谷町いかり原牧場	青谷町山田668	利用料金	市役所第2庁舎農業振興課 ☎(0857) 20-3232
13	鳥取市河原町三滝林間施設	河原町北村	利用料金	市役所第2庁舎林務水産課 ☎(0857) 20-3235
14	鳥取市出合いの森公園 （鳥取県との共有施設のため、県が別途公募し、合同で選定します）	桂見	料金規定なし	県庁本庁舎森林保全課 ☎(0857) 26-7335 ※応募期間：9月16日（火）～10月15日（水）
15	鳥取市営サッカー場 「とりぎんバードスタジアム」	蔵田423	利用料金	市役所第2庁舎体育課 ☎(0857) 20-3373
	千代川倉田緑地	円通寺		
16	鳥取市民体育館	吉成三丁目1-1	利用料金	市役所第2庁舎体育課 ☎(0857) 20-3373
	鳥取市民プール	吉成三丁目1-1		
	鳥取市千代テニスコート	緑ヶ丘一丁目838-2		
	鳥取市城北テニスコート	松並町三丁目204		
	鳥取市武道館	東町一丁目326		
17	鳥取市B&G海洋センター	三津1072	利用料金	市役所第2庁舎体育課 ☎(0857) 20-3373
18	鳥取市湯谷荘	河原町湯谷249	利用料金	市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3451
19	鳥取市総合福祉センター （さざんか会館）	富安二丁目104-2	使用料	市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3451
	鳥取市老人福祉センター （鳥取市高齢者福祉センター）	富安二丁目104-1		
20	鳥取市河原町むつみ創作館	河原町渡一木277-1	料金規定なし	市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3451

※料金区分について 「利用料金」：施設を使用したときの料金は指定管理者の収入となり、施設管理のために使用していただきます。
「使用料」：施設を使用したときの料金は市の収入になります。料金の収納事務は指定管理者が行います。
「料金規定なし」：施設を利用したときの料金は規定されていません。

問い合わせ先 市役所本庁舎行財政改革課 ☎(0857) 20-3164・電子メール gyouzaisei@city.tottori.tottori.jp

ワーク・ライフ・バランス

～多様性を尊重して、仕事と生活が好循環を生む社会をめざして～

「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで取り組める状態です。

近年、仕事と生活の調和がとれ、どちらにも良い環境をもたらす「ワーク・ライフ・バランス」の実践が進んでいます。

「年次休暇を計画的に取得する仕組みが取り入れられたので、家族で旅行に行きやすくなった」「仕事の状況に合わせてノー残業デーや勤務時間選択制が導入されて、地域の活動に参加しやすくなった」という声を聞くことがありますか。

なぜ今ワーク・ライフ・バランス？

仕事は生活を支えるとともに、生きがいや達成感をもたらします。同時に仕事以外部分の生活である家事・育児・近所付き合いなどもまた生活に欠かすことはできません。その充実があつてこそ、人生の生きがいや喜びが倍増します。

しかし、現実の社会では、仕事と生活の間で問題を抱えることが多いものです。個々人の仕事以外の



の生活の多様性に配慮して、多様な働き方ができるようにするなど、仕事と生活の調和を

現することが必要なのです。

男女共同参画社会の実現へ

ワーク・ライフ・バランスを實踐する社会では、女性も男性も、あらゆる年代のみなさんが、仕事や趣味、子育て、地域活動など、生活の中のさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できます。それにより、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環がもたらされるのです。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、誰もが個性を發揮でき、いきいきと活躍できる「男女共同参画社会」の実現を導き、少子高齢化・人口減少社会から将来にわたっての持続可能な社会への転換を促します。

職場で、地域で実践を

職場では多様な働き方が認められる仕事の環境づくり、家庭内では家事の分担や子育てなど、個性を認め合う社会づくりを進め、「ワーク・ライフ・バランス」を實踐してみたいかがでしょうか。

問い合わせ先

男女共同参画課（福祉文化会館内）
☎（0857）20・3166

現在の課題

個人の問題

- 仕事と家庭の両立が難しい
- 地域活動や自己啓発活動に参加できない
- 労働時間が長く、心身に悪影響がある

社会の問題

- 労働力の不足が深刻化している
- 生産性が低下し、活力が衰退している
- 少子化が急速に進行している
- 地域社会のつながりが希薄になっている

企業・組織の問題

- 人材獲得競争が激しくなっている

ワーク・ライフ・
バランスの実践

ワーク・ライフ・バランスの実現した社会

就労し、経済的に自立できる社会

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

多様な生き方・働き方が選択できる社会